平成２５年（フ）第１１９４号
名古屋市瑞穂区堀田通７丁目16番地　パールプラザ605号
債務者　鈴木　和雄
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６０号
愛知県春日井市高蔵寺町４丁目16番地34　ステイツＭ１Ｆ号
債務者　福田　恒子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９６号
愛知県尾張旭市西の野町５丁目64番地１
債務者　中本　恵二
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３２２号
愛知県春日井市下屋敷町１丁目３番地13　メゾンウイング301号
債務者　石黒　顕代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
三重県四日市市新正３丁目５番16号　アイボンラビアンＭＳＫマンション３Ｋ
債務者　加藤　雅司
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
三重県四日市市ときわ５丁目３番１号　エレガント・レーベンＡ―202
債務者　羽田　正人
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
三重県四日市市ときわ５丁目３番１号　エレガント・レーベンＡ―202
債務者　羽田登志恵
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
三重県桑名市大字地蔵158番地１　ハイツ水谷２Ｃ号
債務者　松井　功治
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
三重県桑名市多度町小山2665番地(21街区４)シャルマン・ヒル201号
債務者　有水　大樹
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
三重県四日市市泊山崎町９番16号　シティハイツ青山２―Ｃ、前住所三重県四日市市西富田町217番地５　庄栄荘
債務者　林　千代子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
山口県下関市清末大門３番13号
債務者　川野　春美
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
福岡県直方市大字知古705番地14　シティライフ知古Ａ―202号、前住所福岡県直方市大字植木171番地31
債務者　大山　真治
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４１号
福岡県直方市大字上頓野3482番地２
債務者　安田　藤勇
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２９２号
北九州市八幡西区船越２丁目30番50号
債務者　香山　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５９号
北九州市小倉南区田原３丁目３番13号　102
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７８号
北九州市門司区高田２丁目６番２―406号
債務者　畑中　　昭
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９５号
宮崎県延岡市北川町川内名6996番地１
債務者　池田　伴子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部